

第一九回

参第一〇号

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（案）

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和三十年一月一日」を「別に法律で定める日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

完全医薬分業制度の実施は、合理的な医療費体系の確立、これによる医療費負担の国民生活へ及ぼす影響、特に各種社会保健経済の成否等その前提となるべき諸条件を十分に検討した上で行われるべきであるから、この法律の施行は別に法律で定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。